

愛西市条例第20号

愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くう}の健康が全身の健康や生活の質に大きく影響するという認識のもと、市が推進する歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、愛西市民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯と口腔の健康の保持、増進又はそれらの機能の維持、向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る健診（健康診査及び健康診断を含む。）（以下「歯科健診」という。）、歯科保健指導又は歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者 保健、医療、福祉、介護等に係る職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療関係者を除く。）をいう。
- (4) 教育関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校において、幼児、児童、生徒、学生及び教職員の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- (5) 健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。
- (6) ^{はちまるにいまる}8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした運動をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、子どもの健やかな成長を支援し、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防と介護予防等、市民の生涯にわたる健康の保持、増進に重要な役割を果たすため、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが自発的、自主的に自分に合った歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療を受けることを推進する。
- (2) 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、適切かつ効果的に推進する。
- (3) 保健、医療、福祉、介護、教育、労働衛生その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的に推進する。

(市の責務)

第4条 市は、国、県、歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者その他地域の関係者と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深め、日常生活において歯科疾患等の予防及び歯と口腔の健康づくりにおいて望ましい食生活に心がけるとともに、定期的に歯科健診、必要に応じた歯科保健指導及び歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら積極的に歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、その子どものむし歯及び歯肉炎の予防及び早期治療、望ましい食生活、その他歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の役割)

第6条 歯科医療関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進のために、相互に緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が実施する

歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者及び教育関係者は、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりに資する取組の推進に努めるとともに、その推進にあたっては、市や他の関係者が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員の歯と口腔の健康づくりに関する取組に努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、基本理念の実現に向けて、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策に努めるものとする。

- (1) 市民に対する歯科健診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性をはじめとする歯と口腔の健康づくりに必要な知識・技術の普及啓発に関すること。
- (2) 8020運動の推進に関すること。
- (3) 市民や地域、関係機関等、市全体が一体となって歯と口腔の健康づくりを推進するための体制の整備に関すること。
- (4) 乳幼児健診、相談事業を通じた乳幼児期における食育の支援及びフッ化物応用等によるむし歯予防対策に関すること。
- (5) 学齢期における歯と口腔の健康づくりに必要な歯科健康教育の実施、むし歯及び歯肉炎予防に関すること。
- (6) 成人期における定期的な歯科受診による歯周病の予防及び重症化を防ぐための取組に関すること。
- (7) 高齢期における口腔機能の維持、向上を図るための取組に関すること。
- (8) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。

(9) 歯科健診、歯科保健指導を通じ、保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための施策

(10) 災害発生時における歯科医療の提供体制の確保に関すること。

(11) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関すること。

(12) 歯と口腔の健康づくりを効果的に実施するための情報収集及び調査研究に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

(基本的な計画)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく食育推進基本計画において、施策についての基本的な方針、必要な目標等を定めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。